

国際テロリストの財産凍結法案の概要

1 FATF勧告の概要

安保理決議に従い、**国際テロリストの財産を遅滞なく凍結する等の措置を講ずること**

我が国に対する評価

◆ 対外取引	外為法
◆ 国内取引	規制なし×

2 安保理決議の内容

以下の**国際テロリストの財産を遅滞なく凍結する等の措置を講ずること**

第1267号決議及び後継決議	第1373号決議
安保理制裁委員会が指定 アル・カーイダ関係者 タリバーン関係者	決議に基づき各国が指定 センデロ・ルミノソ コロンビア革命軍 等

3 法律案の概要

知らない間に国際テロリストを相手方として取引を行った場合は処罰されない(情報提供・行政命令を前置)

公告

指定

外為法で規制される者の範囲に限定

公告

公安委員会

許可制

提出命令
(仮領置)

- ・ 贈与、貸付け
- ・ 財産の売却代金の支払
- ・ 預貯金の払戻し 等

対外取引: 外為法で規制

国内

国外

外国による規制

